

各市町水防・防災担当課長 殿

愛知県尾張建設事務所長

水防法に基づく各種施策に係るフォローアップ調査について（依頼）

このことについて、令和 2 年 1 月 24 日付け国部整地河第 12 号及び国部水予河第 44 号で、国土交通省中部地方整備局河川部地域河川課長及び水災害予報センター長から別添のとおり依頼がありましたので、下記により状況を調査の上とりまとめ、提出していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類
調査票 1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2、4-1、4-2、5-1、5-2
記入方法については、「調査票記載要領」及び「【県】記載注意事項」に従ってください。
- 2 提出期限
令和 2 年 2 月 21 日（金）
- 3 提出先
尾張建設事務所維持管理課・頼成あてメールにて提出
- 4 留意事項
 - ・ 対象範囲は水防法による「洪水予報河川」並びに「水位周知河川」の「浸水想定区域」が対象です。特に記載がない限り、任意公表している「浸水予想図」公表河川は対象外です。
 - ・ 調査時点は、特に記載がない限り、令和 2 年 1 月 1 日時点です。
 - ・ 現在愛知県内には、雨水出水浸水想定区域（水防法 14 条の 2）はありません。また、高潮浸水想定区域（水防法 14 条の 3）は、法定のものは指定に向けて調整中であり（平成 26 年 11 月 26 日に公表された高潮浸水想定は、水防法によるものではありません。）、現時点で法定のものはありません。
 - ・ 津波防災地域づくり法に関しては、津波災害警戒区域（同法 53 条）の指定が令和元年 7 月 30 日に行われましたので、今回新たに対象となる場合がありますので、記載要領に従って記載してください。

担 当 維持管理課管理第二グループ（頼成）
無線発信番号 8-602-2727（防災行政無線）
電 話 052-961-4427
メール jun_raijou@pref.aichi.lg.jp